

福祉機器貸借契約書

在宅の寝たきり老人、身体障害者の福祉の増進のため、四国中央市社会福祉協議会長（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）の間に次のとおり貸借契約をする。

第1条 甲は、乙に無償で福祉機器を貸与する。

第2条 乙は、善良なる管理をするものとし、当該器具を破損し、又は亡失したときは速やかに甲に届け出、その指示に従わなければならない。

第3条 乙は、福祉機器を必要としなくなったときは直ちに甲に返還しなければならない。

第4条 福祉機器の使用にかかる費用は、乙の負担とする。

第5条 甲は乙が福祉機器を必要としなくなったとき、又は前3条の規定に違反したときは、当該器具の返還をさせることができる。

貸与福祉機器名	摘要
車いす	期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

本契約締結の証として本書2通を作成し甲、乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 四国中央市社会福祉協議会
会長 高橋 厚徳 (印)

乙 住所 四国中央市
氏名 (印)
(電話番号)